

日雇労働者等技能講習事業  
民間競争入札実施要項（案）

平成26年 月  
厚生労働省職業安定局  
派遣・有期労働対策部企画課就労支援室

## 目次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項 .....	3
2. 本事業の実施期間に関する事項 .....	5
3. 入札参加資格に関する事項 .....	5
4. 入札に参加する者の募集に関する事項 .....	7
5. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項 .....	11
6. 本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 .....	13
7. 受託者が当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他 適正かつ確実な実施のために受託者が講ずべき事項 .....	14
8. 受託者が本事業を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損 害の賠償に関し契約により当該受託者が負うべき責任に関する事項 .....	18
9. 本事業に係る評価に関する事項 .....	19
10. その他本事業の実施に関し必要な事項 .....	19

## 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、厚生労働省は、公共サービス改革基本方針（平成 26 年 7 月 11 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された日雇労働者等技能講習事業（以下「本事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

### 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

#### 1.1. 対象事業の詳細な内容

##### (1) 事業の概要等

###### ① 事業の目的

本事業は、日雇労働者、ホームレス又は住居喪失不安定就労者（安定した居住の場所を有せず、終夜営業のインターネットカフェ等（漫画喫茶、ファーストフード店及びサウナ等を含む。）の施設を主として起居の場所とし、不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している者）等に対して、技能労働者として必要な知識・技能を習得又は向上させるための講習を実施することにより、その者の就業機会等の増加を図ることを目的とする。

###### ② 事業の概要

本事業の目的を達成するため、民間受託者（以下「受託者」という。）は、日雇労働者、ホームレス又は住居喪失不安定就労者の就業の可能性を高めるとともに常用雇用等のより安定した雇用への移行の促進を図ることに資する技能を身につけさせるために必要な講習について、講習の企画、対象者の募集・人選、個々の技能講習実施機関の選定と同実施機関との調整、同実施機関への対象者の送り込み、及びそれに付随する業務一切を行う。

上記業務の詳細な内容は、別紙 1 「日雇労働者等技能講習事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりである。

なお、本事業を実施するに当たっては、民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上）及び経費の削減等に努めるものとする。

## 1.2. サービスの質の設定

### (1) 確保されるべきサービスの質に関する要求水準

本事業実施に関して確保されるべき公共サービスの質を確保するため、受託者に対して以下の要求水準を設定する。ただし、当該水準を上回る水準を確保できる場合には、そのような実施を制限するものではない。

項目	目標値
①受講した講習は、今後、日々の仕事に就く場合や就職活動を行う上で必要となる能力（技能）の向上に役立ったか。	役に立った旨の回答数が90%以上
②平成27年度中の講習受講者目標数（延べ人数）	表1の事業番号ごとに以下のとおり。 事業番号1 50人 事業番号2 880人 事業番号3 160人 事業番号4 75人 事業番号5 580人 事業番号6 250人 事業番号7 310人

※ 平成23～25年度の実施結果については別紙4のとおり。

### (2) ①の評価の判定方法

本事業の利用者（技能講習の受講者）に対して、サービス内容に対する評価に関するアンケート調査を実施する。

アンケートは、仕様書第2の14に定める方法で実施することとし、受講修了者数に対する、下記に定める設問への「役に立った」旨の回答数の割合が90%を上回ること。

$$\text{設問への回答のうち、役に立った旨の回答数の合計} \div \text{受講修了者数} \times 100 \geq 90$$

利用者の評価は「ア 役に立った。」「イ 役に立たなかった。」「ウ 分からない」の3段階評価により判定することとし、「ア」について、「役に立った旨の評価」と判定する。

## 1.3. 委託費の支払方法

- (1) 受託者は、提出した企画書に基づいて事業を実施することにより達成すべき質の確保に努めるとともに、本実施要項（「1.2.サービスの質の設定」、「7.受託者が当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他適正かつ確実な実施のために受託者が講ずべき事項」等）及び仕様書に記載する事項を遵守し、本事業の質を確保しなければならない。
- (2) 委託者は、前記の内容を確認し、検査した上で、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準に委託費を支払うものとし、その支払は適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。
- (3) 各年度の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と契約額のいずれか低い額とする。ただし、仕様書第2の13に定めるアンケートの結果において、役に立った旨の回答が80%を下回る場合には、契約額の10%（1円未満切り捨て）を契約額から減じることとする。
- (4) 委託費の支払については、会計法（昭和22年法律第35号）第22条、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号。以下「予決令」という。）第58条に基づく協議が整った場合において、受託者は委託費の概算払を各年度の四半期毎に請求できる。
- (5) 受託者は、本事業に従事する職員の資質、規律保持、風紀及び衛生並びに健康に関すること等の人事管理及び職員の責めに起因して発生した火災・盗難等不祥事が発生した場合の一切の責任を負う。なお、その他危険負担については別紙2①「危険負担表」のとおり。
- (6) 委託費の支払までの流れ等の詳細については別紙2②「委託費の支払について」のとおり。

## 2. 本事業の実施期間に関する事項

本事業の実施期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

## 3. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」「B」「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本実施要項における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア 企画書提出時において、過去 5 年間に職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号(第三章第四節の規定を除く。))の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。)

イ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと(企画書提出時等において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと)。

ウ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

オ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

カ 企画書提出時において、過去 3 年間に労働関係法令の違反を行つていたことにより送検処分がなされ著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

キ 企画書等の書類に虚偽の記載をしていないこと。

ク 経営状況、信用度が極度に悪化していないこと。

(7) 入札参加グループでの入札について

① 単独で本実施要項に定める業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を作成すること。

② 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が入札に参加する場合には、その組合員が他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできない。

いものとする。

③ 全ての入札グループが上記(1)から(6)の全ての要件を満たすこと。

#### 4. 入札に参加する者の募集に関する事項

##### (1) 入札の実施手続き及びスケジュール

入札公示	平成 27 年 1 月上旬頃
入札説明会	平成 27 年 1 月中旬頃
入札書類の提出期限	平成 27 年 2 月上旬頃
入札書類の評価	平成 27 年 2 月上旬から中旬頃
開札・落札予定者の決定	平成 27 年 2 月中旬頃
落札者の決定	平成 27 年 2 月下旬から 3 月上旬頃
事業の引継ぎ・準備期間	平成 27 年 2 月下旬から 3 月
契約締結	平成 27 年 4 月 1 日

##### (2) 入札の単位

入札は表 1 の 5 地域 7 区分それぞれについて実施する。

表 1

事業番号	地域	対象者
1	東京都内	日雇労働者
2	東京都内	ホームレス及び住居喪失不安定就労者
3	神奈川県内	日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者
4	愛知県内	日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者
5	大阪府内	日雇労働者
6	大阪府内	ホームレス及び住居喪失不安定就労者
7	福岡県内	日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者

##### (3) 入札実施手続き

###### ① 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、厚生労働省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び厚生労働省からの回答は原則として厚生労働省ホームページ上に掲載することとする。ただし、当該質問者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

## ② 提出書類

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本事業実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、本事業を実施するために必要な委託費で措置する経費のすべての額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載した内訳書及び総合評価のための事業実施の具体的な方法、その質の確保方法等（以下「事業の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）を提出すること。

なお、講習受講者目標数と人件費上限額は表2のとおりとするので、これを踏まえて内訳書及び企画書を作成すること。

表2

事業番号	地域	対象者	講習受講者 目標数（人）	人件費上限額 （円）
1	東京都内	日雇労働者	50	8,130,000
2	東京都内	ホームレス及び住居喪失不安定就労者	880	33,680,000
3	神奈川県内	日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者	160	13,940,000
4	愛知県内	日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者	75	8,130,000
5	大阪府内	日雇労働者	580	27,880,000
6	大阪府内	ホームレス及び住居喪失不安定就労者	250	16,260,000
7	福岡県内	日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者	310	19,740,000

なお、入札金額には、本事業に要する一切の諸経費の108分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を控除した額。ただし、消費税及び（又は）地方消費税の税率が変更される場合には、別途、厚生労働省が指示する率を用いて控除した額とする。）を記載することとする。また、法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を併せて提出すること。

## ③ 企画書の内容

(ア) 実施要項及び仕様書を踏まえ、下記(イ)に示す構成に従い実施体制及び事業計画等を記載した企画書を作成し、提出すること（本実施要項「5.落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項」、別紙3「日雇労働者等技能講習事業に係る評価基準及び採点表」（以下「評価基準及び採点表」という。）参照）。

(イ) 講習受講者目標数は表2のとおりとするので、この目標数を踏まえて企画書を作成すること。なお、この目標数は最低限の実施件数の目安であり、これを超える実施件数の計画を立てることも差し支えない。

(ウ) 対象者の就職先としては建設業等が多いことを踏まえ、建設業等での就労に役立つ講習（具体的には労働安全衛生法に基づく免許に関する講習、技能講習、特別教育、

安全衛生教育)を少なくとも実施件数の1/3以上含めること。その他の講習については、入札参加者が把握する対象者のニーズや地域における人材ニーズを踏まえて、就職に結びつく可能性の高い講習を企画すること。

(エ) 当該企画書は、本事業を受託した場合の実施体制と事業計画等について、次によって記載する。

- a 企画書の表紙には、事業名、表1の事業番号、応募者の名称及び連絡先を明記すること。
- b 表3中の( )付き数字を付した項目ごとに、別葉(それぞれA4版で3枚の範囲内厳守)として作成する。
- c 表3中の丸付き数字を付した項目について、当該項目名を明記の上で、簡潔に記述する。
- d 表3中の2(1)及び3(1)(2)(3)における「対象者」は、表1の「対象者」欄に示す、日雇労働者、ホームレス、住居不安定就労者の全部または一部を意味するものとする。
- e 企画書に参考資料(パンフレット等)を添付することは認めるが、その量は、合計で最大でもA4版10枚(表紙を含まず)とする。

表3

区分	企画書記載事項
1 事業 の 実 施 体 制	(1) 業務実施の基本方針の適格性 ----- ① 事業実施に当たっての基本的考え方 ② 遵守事項(実施要項「1.対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項」から「3.入札参加資格に関する事項」等についての実施内容、徹底のための体制 ③ 個人情報漏洩防止措置及び情報セキュリティ ④ 区分経理
	(2) 組織としての業務遂行能力 ----- ① 団体の種類と設立根拠(定款、規約等及び団体概要等を添付すること。) ② 団体設立の経緯と時期 ③ 団体の内部組織図 ④ 団体の各部署の担当職務と人員(常勤・非常勤の別) ⑤ 団体の行う主な事業の内容 ⑥ その他特記すべき事項
	(3) 講習の実施体制 -----

	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 担当者の人数</li> <li>② 担当者各人の職務分担、専任・兼任の別、常勤・非常勤の別、主な経歴</li> <li>③ 担当事務所・窓口の設置予定地、周囲の地図</li> <li>④ 担当事務所・窓口のレイアウト等の状況</li> <li>⑤ その他特記すべき事項</li> </ul>
2 事業 の 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 実施予定の講習の内容</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者が把握している、「対象者」の講習に対するニーズの内容</li> <li>② 事業者が把握している、地域における人材ニーズの内容</li> <li>③ 現時点で実施できる見込みの講習科目</li> <li>④ その講習の規模（受講可能人数、講習回数）、実施機関、講習実施場所（科目ごと）</li> <li>⑤ 新たに開拓する予定の講習科目</li> <li>⑥ その講習の規模（受講可能人数、講習回数）、実施機関、講習実施場所、受講者の想定される就労先等（科目ごと）</li> <li>⑦ その他特記すべき事項</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 講習の実施方法</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 受講希望者の募集の方法、場所、頻度</li> <li>② 受講希望者に対する相談の方法、場所、頻度・時間</li> <li>③ 受講希望者からの受講の受付の方法、場所、頻度・時間</li> <li>④ 受講希望者を受講させるまでの手続きの内容</li> <li>⑤ 受講者に対する講習受講中または講習受講後のフォローの方法</li> <li>⑥ その他講習を円滑に実施するための独自の工夫</li> <li>⑦ 講習実施に当たって連携を行う他の団体・機関（講習実施機関を除く）の名称</li> <li>⑧ その他特記すべき事項</li> </ul>
3 そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業者が国又は地方公共団体等から受託した、「対象者」に係る支援事業の実績</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 受託事業名、事業内容、委託者、受託年度</li> <li>② 受託事業において支援した「対象者」の数とその成果</li> <li>③ その他特記すべき事項</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 事業者が平成 26 年度現在実施する「対象者」に対する支援事業 ((1)を除く)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「対象者」に対する支援事業の内容、規模、頻度、実施開始年度</li> <li>② 支援業務を行う拠点の状況</li> <li>③ 支援業務の対象となる「対象者」の地域的範囲</li> <li>④ その他特記すべき事項</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 事業者の労働問題への取組状況</li> </ul>

	① スタッフの労働条件等に関する労働法令の遵守状況 ② 元「対象者」等のスタッフとしての採用状況 ③ その他特記すべき事項
--	---

④ 開札に当たっての留意事項

- (ア) 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。
- (イ) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (ウ) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (エ) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- (オ) 入札者又はその代理人は、入札中は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

⑤ 契約の締結

落札者決定後、本事業に係る契約（契約書の様式は別途定める。）を締結する（以下「本契約」という。）

⑥ 通貨及び言語

入札書、企画書その他提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位とする。

5. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

本業務を実施する者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は厚生労働省及び専門的知識を有する外部有識者で構成する厚生労働省の技術審査委員会において行うものとする。

(1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

① 必須項目審査（25点）

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。項目が満たされている場合には基礎点として加点を行う。一つでも満たしていない場合は失格とし、すべて満たした場合、基礎点として、25点とする（別紙3「評価基準及び採点表」参照）。

- (ア) 業務実施の基本方針の適格性
- (イ) 組織としての業務実施能力等
- (ウ) 講習の実施体制について

## ② 加点項目審査（75点）

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、加点項目から審査を行う。なお、提案内容については、評価基準及び採点表に記載する観点から、絶対評価により加点する。評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書进行评估し、各項目に付与された点数に0点から5点を付与する。採点基準は以下のとおり。

5点：特に優れている、4点：優れている、3点：普通、2点：劣る、1点：特に劣る、0点：記載すべき事項が記載されていない

各項目に付与された得点に、その項目の重要度に応じて設定されたウェイトを乗じた点数を合計し、その合計点を技術点とする。加点項目については評価基準及び採点表のとおり。

## (2) 落札者決定に当たっての評価方法

### ① 落札者の決定方法

#### (ア) 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、次の「(イ)総合評価点の計算」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- (a) 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- (b) 評価基準及び採点表に記載される要件のうち、必須項目をすべて満たしていること。

#### (イ) 総合評価点の計算

総合評価点 = (基礎点 (25点) + 加算項目審査による加算点) ÷ 入札価格

## ② 留意事項

(ア) 当該落札者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い1者を落札者として決定することができる。

- (a) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該価格で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）
- (b) 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、事業分担等が適切か否か等）
- (c) 当該契約期間中における他の契約請負状況
- (d) 手持機械その他固定資産の状況
- (e) 国の行政機関及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- (f) 経営状況
- (g) 信用状況

(イ) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(ウ) 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

### (3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し再度公告の上、入札に付すことにする。

## 6. 本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

本事業における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙4「従来の実施

状況に関する情報の開示」のとおりとする。

7. 受託者が当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他適正かつ確実な実施のために受託者が講ずべき事項

(1) 報告等について

受託者は、厚生労働省に対し仕様書第2の14、16、17に記載する報告を行う。

(2) 厚生労働省による調査への協力

厚生労働省は、受託者による事業の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは法第26条第1項に基づき、受託者に対し、必要な報告を求め、又は受託者の事務所（又は事業実施場所）に立ち入り、運營業務の実施状況若しくは帳簿書類等その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

なお、立入検査を行う厚生労働省の職員は、検査を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを受託者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 法に基づく指示

厚生労働省は、受託者による事業の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、法第27条第1項に基づき受託者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密の保持

受託者は、本事業に関して厚生労働省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び事業遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受託者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、本事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。

受託者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(6) 契約に基づき受託者が講ずべき措置

① 事業の開始及び中止

(ア) 受託者は、締結された本契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。

(イ) 受託者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ厚生労働省の承認を受けなければならない。受託者は、本事業を中止する場合には、厚生労働省の求めに応じ、次項「②(イ)」の「終了時の引継方法」に準じた引継ぎを行わなければならない。

② 事業の実施体制及び引継ぎ

(ア) 事業の実施体制

受託者は、本事業を適切に実施するため、事業開始に当たり必要な実施体制を確保すること。

(イ) 事業開始前及び終了時の引継方法

受託者は、本事業の契約期間が開始する前に、本事業を行っている者から、厚生労働省の指示に従い、事前に十分な引継ぎを受けること。当該引継ぎに要する費用は受託者の負担とし、事業実施に必要な知見等の移転が終了するまで行うものとする。なお、契約期間開始前に事業を行っていた者が引き続きその事業を行うこととなる場合には、この限りではない。

また、本事業の契約期間が終了する際、本事業を引き継ぐ者に対し、厚生労働省の指示に従い、事前に十分な引継ぎを行うこと。当該引継ぎに要する費用は引継ぎを受ける事業者の負担とし、本事業を引き継ぐ者が決定次第速やかに引継ぎを開始して、業務に必要な知見等の移転が完了するまで行うものとする。なお、契約期間終了後に引き続きその者が事業を行うこととなる場合には、この限りではない。

③ 公正な取扱い

(ア) 受託者は、本事業において、正当な理由なく受講希望者の受講を拒んではならず、公平性を確保しなければならない。

(イ) 受託者は、本事業における受講対象者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

④ 金品等の授受の禁止

(ア) 受託者は、本事業において、本事業を実施するために必要な経費として内訳書に記載された経費以外に金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

⑤ 宣伝行為の禁止

(ア) 受託者及び本事業に従事する者は、本事業の実施に当たって、自らが行う事業の宣

伝を行ってはならない。

- (イ) 受託者及び本事業を実施する者は、本事業の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑥ 法令の遵守

- (ア) 受託者は、本事業を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

⑦ 安全衛生

- (ア) 受託者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑧ 記録・帳簿書類等

- (ア) 受託者は、本事業に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑨ 権利の譲渡

- (ア) 受託者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑩ 権利義務の帰属等

- (ア) 本事業の結果に関する著作権等の権利は、委託者に帰属するものとする。
- (イ) 本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受託者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- (ウ) 受託者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

⑪ 取得した個人情報の利用の禁止

- (ア) 受託者は、本事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（委託事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑫ 再委託の取扱い

- (ア) 受託者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (イ) 受託者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委

託先に委託する事業の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の事業履行能力並びに報告徴収その他の業務管理方法) について記載しなければならない。

- (ウ) 受託者は、再委託を行う場合には、再委託先に関する事項を明らかにした上で、厚生労働省の承認を受けなければならない。なお、承認を受けずに再委託を行った場合は契約解除となることがある。
- (エ) 受託者は、上記(イ)及び(ウ)により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (オ) 再委託先は、上記の(4)秘密の保持、(6)契約に基づき受託者が講ずべき措置の②から⑩までに掲げる事項については、受託者と同様の義務を負うものとする。

#### ⑬ 契約内容の変更

- (ア) 受託者及び厚生労働省は、本事業の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に従った適切な手続を履践しなければならない。

#### ⑭ 契約解除

厚生労働省は、受託者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 偽りその他不正行為により落札者となったとき。
- (イ) 法第 14 条第 2 項第 3 号若しくは第 15 条において準用する第 10 条（第 11 号を除く。）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- (ウ) 法第 20 条第 1 項の規定による契約に従って本事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- (エ) (ウ)に掲げる場合のほか、法第 20 条第 1 項の契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (オ) 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (カ) 法令又は契約に基づく指示に違反したとき。
- (キ) 受託者又はその他の本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (ク) 受託者又はその他の本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た情報を目的外に利用したとき。
- (ケ) 暴力団員を事業を統括する者または従業員としていることが明らかになったとき。

(コ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑮ 契約解除時の取扱い

(ア) 上記⑭の各号に該当し、契約を解除した場合には、厚生労働省は受託者に対し、当該解除の日までに本事業を契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払うものとする。

(イ) この場合、受託者は、契約金額の108分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として厚生労働省の指定する期間内に納付しなければならない。

(ウ) 厚生労働省は、受託者が上記(イ)の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) 厚生労働省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、厚生労働省から受託者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑯ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託者と厚生労働省が協議するものとする。

8. 受託者が本事業を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該受託者が負うべき責任に関する事項

(1) 本事業を実施するに当たり、受託者が故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

① 厚生労働省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

② 受託者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受託者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (2) 本事業を実施するに当たり、受託者が、故意又は過失により、厚生労働省に損害を与えた場合には、受託者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該厚生労働省の過失割合に応じた部分を除く。）。

## 9. 本事業に係る評価に関する事項

### (1) 委託事業の実施状況に関する調査の時期

委託事業の実施状況調査については、内閣総理大臣が行う評価（平成 28 年 5 月から 6 月頃）の時期を踏まえ、平成 27 年度末時点における状況を調査するものとする。

### (2) 調査の方法

厚生労働省は、受託者が実施した内容について、

① 「1.2 サービスの質の設定」及び仕様書にて定めるアンケート調査

② 「7(1)報告等について」及び仕様書にて定める各種報告書

等を基に、後掲の「(3)調査項目」の内容について受託者の事業の実施状況を調査する。

受託者は、厚生労働省から求めがあった場合は、調査に協力しなければならない。

### (3) 調査項目

① 本実施要項 1.の「1.2 サービスの質の設定」において、確保すべき水準として設定した項目

② 「1.1.対象事業の詳細な内容」において示した業務の履行状況

### (4) 実施状況等の提出

厚生労働省は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本事業の実施状況等について、(1)の評価を行うために平成 28 年 5 月を目処に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）へ提出するものとする。

## 10. その他本事業の実施に関し必要な事項

### (1) 本事業の実施状況等の監理委員会への報告及び公表

厚生労働省は、受託者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、本事業終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 厚生労働省の監督体制

本契約に係る監督は、厚生労働省契約担当官である厚生労働省職業安定局雇用保険課長が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(3) 受託者の主な責務等

① 罰則規定

(ア) 法第 54 条の規定により、本事業の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。

(イ) 法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。

(ウ) 法第 56 条の規定により、法人の代表者又は、法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が処される。

② 会計検査

受託者は、①公共サービスの内容が会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条の規定により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は厚生労働省（発注者）を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

## 別紙目次

以下のページ数は通しページ数

別紙1	日雇労働者等技能講習事業に係る仕様書	22
別紙2①	危険負担表	53
別紙2②	委託費の支払について	54
別紙3	日雇労働者等技能講習事業に係る評価基準及び採点表	55
別紙4	従来の実施状況に関する情報の開示	57
別紙4-1	従来の実施状況に関する情報の開示、委託費の内訳	60
別紙4-2	従来の実施における講習実績	61
別紙5	厚生労働省組織図	62

## 日雇労働者等技能講習事業に係る仕様書

## 目次

第1 総則	24
1. 事業名	24
2. 本事業の目的	24
3. 事業の実施期間等	24
4. 委託費に関する考え方	24
5. 公正な取扱い	25
第2	25
1. 講習の受講対象者	25
2. 講習の科目	27
3. 講習期間	28
4. 講習実施施設	28
5. 講習科目の選定に当たっての調整	28
6. 事前調整	28
7. 事業の周知	28
8. 受講申込と受講あっせんの受付	29
9. 受講対象者の決定	29
10. 講習実施施設との講習契約	29
11. 受講決定通知	30
12. 受講に当たっての補助	30
13. 受講者の通知	30
14. 受講者アンケートの実施	30
15. 受講後のフォローアップへの協力	31
16. 就職率・就業率の把握	31
17. 事業主等のニーズの把握	33
18. その他	33

## 第1 総則

### 1 事業名

平成27年度日雇労働者等技能講習事業

### 2 本事業の目的

本事業は、日雇労働者、ホームレス又は住居喪失不安定就労者（安定した居住の場所を有せず、終夜営業のインターネットカフェ等（漫画喫茶、ファーストフード店及びサウナ等を含む。）の施設を主として起居の場所とし、不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している者）等に対して技能労働者として必要な知識・技能を習得又は向上させるための講習を実施することにより、その者の就業機会等の増加を図ることを目的とする。

### 3 事業の実施期間等

#### (1) 事業の実施期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

#### (2) その他

契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性があるため、別途協議する。

### 4 委託費に関する考え方

- (1) 受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。
- (2) 委託者は、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出を認めない。
- (3) 各年度の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と実施要項4(3)②に基づき提出した内訳書に記載された合計金額のいずれか低い額とする。
- (4) 経費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。
- (5) 第2の13のアンケートの各四半期分を合計した当該年度の満足度が80%を下回る場合には、委託契約額の10%（1円未満切り捨て）を契約額から減じることとする（概算払いにより支払い済みの場合は回収を行う。）。

- (6) 受託者は委託費の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。また、委託費は、専用の口座を単独で設け、他の事業とは別に管理すること。

## 5 公正な取扱い

- (1) 受託者は、本事業において、正当な理由なく受講希望者の受講を拒んではならず、公平性を確保しなければならない。
- (2) 受託者は、本事業における受講対象者の取扱いについて、当該事業以外の場で自ら行う事業の利用の有無により区別してはならない。

## 第2 事業の詳細

本事業の目的を達成するため、次の業務を実施すること。

### 1 講習の受講対象者

#### (1) 日雇労働者

東京都、神奈川県、愛知県、大阪府又は福岡県の、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第43条第1項に規定する日雇労働保険者又は同項第1号に定める適用区域において求職活動を行う日雇労働者で、当該講習を受講することが適当であると公共職業安定所（以下、「安定所」という。）又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下、「地方運輸局」という。）の長が適当と認める者。

#### (2) ホームレス

東京都、神奈川県、愛知県、大阪府又は福岡県の、ホームレス自立支援センター等に入所しているホームレスで、当該講習を受講することが適当であると安定所又は地方運輸局の長が認める者。

#### (3) 住居喪失不安定就労者

東京都、神奈川県、愛知県、大阪府又は福岡県の、安定した住居を有せず、終夜営業等のインターネットカフェ等の施設を主として起居の場所とし、不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している者であって、安定就労へ向けた就職活動を行う者であり、当該講習を受講することが適当であると安定所又は地方運輸局の長が認める者。

その対象範囲については、次によって判断するものとする。

#### (a) 「安定した住居を有せず」の判断

- ① 「安定した住居を有せず」とは、本人が居住のために利用できる、本人又は家族等が所有又は借り受ける家又は部屋、ないしは下宿先・社員寮・住込先・同

居知人宅等の「居住施設」を失っている状態をいう。

- ② 「居住施設」とは、基本的には住民登録の対象となりうる寝泊まり可能な施設とする(旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく簡易宿所等であっても居住の実態を踏まえて住民登録をしている場合を含む。)
- ③ 寝泊まりすることのできる家・部屋があるものの、DV被害など虐待問題等があるために実質的にそこに戻ることができず、家族等から独立する意思が固い場合などは、福祉事務所などの所管の保護・援護機関への連絡を行い、必要に応じて当該機関の意見を求めつつ、支援すべき対象者であると判断された場合において、「安定した住居を有せず」に該当するものとする。
- ④ 一方、住居のあてもなく無計画に家出をした者の場合、本人から事情をよく聴取し、人権問題や家族関係などにも十分配慮しつつ、支援すべき対象者であるかどうかという観点から個別に判断するものとする。
- ⑤ 本人が居住のための利用できる居住施設があるものの、長距離通勤等であるためにそれを利用しがたく利用していない場合等は、「安定した住居を有せず」に該当しない。

(b) 「終夜営業等のインターネットカフェ等の施設を主として起居の場所とし」の判断

- ① 「終夜営業等のインターネットカフェ等の施設を主として起居の場所とし」とは、終夜営業等のインターネットカフェ、漫画喫茶、ファーストフード店、サウナ、カプセルホテル等の、住民登録の対象とならない、居住施設以外の施設を主として起居の場所とすることを常態としていることをいう。

ただし、このうち次の場合を除く。

(ア) 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とすることを常態としている場合(ホームレス)

(イ) 福祉・医療・更生などのための宿所提供サービスを含む施設に入所している場合(福祉施設等入所者)

- ② 宿泊施設において寝泊まりすることを常態とする者については、住居喪失不安定就労者の特性が、住民登録ができず履歴書に住所を書けないために就職活動が困難な状態になっている点にあるということに鑑み、住民登録ができない宿泊施設に寝泊まりする者については「終夜営業等のインターネットカフェ等の施設を主として起居の場所とし」に該当するものとする。

(c) 「不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している」の判断

- ① 「不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している」とは次のいずれかの状態にあることをいう。

(ア) 日雇労働や日雇派遣労働をはじめとする非正規雇用に従事することを常態としていること。

(イ) 現に仕事がない状態又は雇用関係以外の就業に従事しているが、雇用関係による就職の意思と能力を持っていること。

- ② 雇用関係以外の就業を希望している状態、ないしは就職の意思と能力がない状態は、「不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している」に該当しない。

③ 既に安定就労を実現している状態については「不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している」に該当しない。住居喪失不安定就労者に対する就労機会確保対策は、より安定的な就労機会を得られるように支援することが目的であることから、既に安定就労を実現している者については支援の対象外となる。つまり、就労に問題がなく住居喪失状況の解決のみが問題である場合は、雇用政策の対象とすることになじまず、別途福祉政策や住宅政策によって取り扱われるべきものと考えられる。

(d) なお、1(3)に掲げる「安定した就労に就くため求職活動を行う住居喪失不安定就労者」は、同時に、1(1)に掲げる日雇労働者である場合もありうるが、その場合どちらの類型として位置づけても差し支えないものの、概ね、インターネットカフェ等（簡易宿所を除く。）に寝泊まりすることを常態とする者は前者とし、簡易宿所に寝泊まりすることを常態とする者は後者とするものとする。

#### (4) その他

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために無料又は低額料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業に係る施設（無料低額宿泊所）に入居する者のうち、入居前の状態が日雇労働者、ホームレス又は住居喪失不安定就労者のいずれかに該当する者で当該講習を受講することが適当であると安定所又は地方運輸局長が認めるものについても、講習の対象者としてすることができる。

なお、無料低額宿泊所入居者については、生活保護を受け、生活保護受給者としての支援を受けている場合があるので、福祉事務所等と協議の上で、講習の対象とする。

## 2 講習の科目

講習の科目については、講習の受講を通じて知識や技能の習得、向上等により、上記対象者の就業機会の増大、常用雇用等の安定した雇用への移行の促進を図ることが期待できるものとする。なお、ホームレスを対象とする講習の実施にあたっては、就業意欲の喚起、職業意識の啓発のためのガイダンスを行うなどカリキュラムの編成に配慮すること。

事業計画には、対象者の就職先としては建設業等が多いことを踏まえ、建設業等での就労に役立つ講習（具体的には労働安全衛生法に基づく免許に関する講習、技能講習、特別教育、安全衛生教育）を少なくとも実施件数の1/3以上含めること。

なお、17のニーズ調査の結果等を踏まえて、より効果的な講習を実施するために必要な場合は契約額の範囲内において、講習科目を事業計画から変更することができる。その際は、事前に厚生労働省に協議し承諾を得なければならない。

（具体的な講習の内容（例示））

フォークリフト、車輛系建設機械、玉掛、クレーン、高所作業車、大型自動車、大型特殊自動車、溶接、ビル清掃、介護 等

### 3 講習期間

講習期間は、6ヶ月以内とする。

ただし、習得する知識・技能の内容、講習実施施設等の事情により講習の受講が特定の曜日に限られる等、特別の事情がある場合は、1年を限度として実施することができる。なお、ホームレスを対象とする講習の期間については、ホームレス自立支援センター等と事前に十分な調整を行ったうえで実施すること。

### 4 講習実施施設

講習実施施設については、受講対象者が講習を受講するにあたって必要な最低限の条件を備えている施設である限り、特段の制約を設けるところではないが、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する大型自動車免許、大型特殊自動車免許及び牽引免許取得等に係る講習については、当該施設が道路交通法第98条の規定に基づき指定自動車教習所として公安委員会の指定を受けているものであることを要する。

### 5 講習科目の選定に当たっての調整

(1) 講習科目の選定に当たっては、事前に次の公共職業安定所(以下「安定所」という。)と調整するものとする。

① 日雇労働者のみを対象とする受託者の場合

受講者となりうる日雇労働者の大半が求職登録をし、それらに対して日雇職業紹介を行う安定所などから、労働局が指定する安定所。

② ①以外の受託者の場合

ホームレス自立支援センターの所在地を管轄する安定所のうち労働局が指定する安定所。

### 6 事前調整

受託者は上記5の担当安定所及び関係機関（ホームレス自立支援センター、シェルター、ホームレス就業支援事業の受託団体等）との間で、事前に事業の流れ、連携方法、受講者の選定基準等について調整することとする。

### 7 事業の周知

受託者は、講習の科目、日時、受付手続き等に関し、次によって対象者に対して積極的に周知を図ることとする。

(1) 日雇労働者

・日雇労働者が集中する地区内の日雇労働者に対する各種支援施設等における掲示

など

(2) ホームレス

- ・ホームレス自立支援センター等における掲示
- ・ホームレス自立支援センター等で職業相談を行う就職支援ナビゲーター（以下「ナビゲーター」という。）の協力による対象者に対する個別勧奨 など

(3) 住居喪失不安定就労者

- ・住居喪失不安定就労者が多く利用するインターネットカフェ等における掲示
- ・インターネットや携帯電話上の関係サイト上における掲示
- ・安定所に配置されて職業相談を行うナビゲーターなどの協力による対象者に対する個別勧奨など

8 受講申込と受講あっせんの受付

- (1) 講習を受講しようとする者は、「日雇労働者等技能講習受講申込書」(様式第1号。以下「受講申込書」という。)によって、受託者あてに受講申込みを行う。
- (2) 5に示す安定所の長（以下「安定所長」という。）は、講習を受講することが適当であると判断される求職者であって、本人が受講を希望するものについて、受託者に対して受講あっせんを行うことができる。この場合、受講あっせんを行う安定所名を付記した「受講申込書」を、当該安定所長から受託者に対して送付することとする。
- (3) 受託者は、(1)の受講申込み又は(2)の受講あっせんを受け付ける。
- (4) 受託者は、講習の受講希望者が(1)の受講申込みを気軽に行うことができるような場所に受付窓口を置く。  
なお、ホームレスを対象とする講習については、対象者がホームレス自立支援センター等の入所者に限定されるため、特に受付窓口を設ける必要はない。

9 受講対象者の決定

- (1) 受託者は、受講申込者が、1(1)~(4)に該当することを確認し、受講可能者数の枠内で受講候補者を選定する。
- (2) 受講申込者が受講可能者数の枠を超える場合においては、6に規定する事前調整の中で決められた受講候補者選定基準に従って受講候補者を選定する。
- (3) 受託者は、選定された受講候補者の受講対象者としての認定を、受講申込書の写しを添えて5の担当安定所の長に対して求める。担当安定所がこれに基づいて認定した者が受講対象者となる。  
なお、受託者は、選考した受講候補者が船員となることを希望し、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下、「地方運輸局」という。）に求職申込みをしていることを把握した場合には、当該地方運輸局の長に対して、受講候補者の受講対象者としての認定を、受講申込書の写しを添えて求める。当該地方運輸局がこれに基づいて認定した者が受講対象者となる。

10 講習実施施設との講習契約

(1) 講習契約の締結

受託者は、自ら講習を行わない場合においては、講習実施施設と「日雇労働者等技能講習事業講習契約書」(様式第2号)により講習契約を締結する。

(2) 講習契約の変更又は解除

ア 受託者は、講習実施施設との講習契約内容を変更又は解除する必要があるときは、「日雇労働者等技能講習事業講習契約変更・解除通知書」(様式第3号)により、その旨を講習実施施設に通知するものとする。

イ 講習実施施設は、受託者との講習契約内容を変更又は解除する必要があるときは、「日雇労働者等技能講習事業講習契約変更・解除通知書」(様式第3号)により、その旨を受託者に通知するものとする。

(3) 講習費用

ア 受託者が講習実施施設に対して支払う講習費等の費用(以下「講習費用」という。)については、講習を受講する者(以下「受講者」という。)一人につき、当該講習実施施設の学則その他の規則(以下「学則等」という。)において当該講習に係る受講者が負担すべきこととされている入学金(以下「入学金」という。)及び受講料(教材費等含む。以下同じ。)の合計額に相当する額とする。

受講者が受講期間終了日前に、講習の受講を中止したこと等の理由により、当該講習を修了するに至らなかった場合には、当該受講者に係る講習費用の額は、上記に関わらず次の(イ)及び(ロ)に掲げる額の合計額とする。

(イ) 入学金に相当する額

(ロ) 当該受講者が現に当該講習を受講した期間分の受講料に相当する額

ただし、受講料が月その他の特定の期間に応じて定められており、かつ、学則等において受講日数に応じて減額することができない旨が定められている場合であつて、期間の途中で当該受講者が講習を修了するに至らないときは、当該期間分の受講料は減額しないものとする。

イ 講習実施施設は、アの講習費用の請求に当たっては、「日雇労働者等技能講習費用請求書」(様式第4号)により行うものとする。

11 受講決定通知

受託者は、8の規定により担当安定所又は地方運輸局の長の認定を受けた者に対して、「日雇労働者等技能講習決定通知書」(様式第5号)により受講認定を通知するものとする。

12 受講者の通知

受託者は、講習実施施設に対して、講習実施日の前日までに「日雇労働者等技能講習受講生通知書」(様式第6号)により受講者の氏名等を通知するものとする。

13 受講に当たっての補助

受託者は受講者の受講を円滑に行うため、交通費、宿泊費等の実費相当額を必要に応じて支給すること。支給は実情に応じ適宜の方法で行うこと。

#### 14 受講者アンケートの実施

技能講習受講修了者に対して、受講終了時に様式第 7 号のアンケートを実施し、その結果を対象者別に様式第 8 号～10 号にまとめ、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課就労支援室（以下「就労支援室」という。）まで報告すること。

報告は四半期ごととし、各四半期終了後 20 日以内にメールで就労支援室あてに報告すること。

#### 15 受講後のフォローアップへの協力

受託者は、安定所に配置したナビゲーターが実施する、受講修了者全員に対するフォローアップに対して協力をを行うこと。具体的には以下のとおり。

##### (1) 公共職業安定所の周知について

技能講習を受講する日雇労働者は、長期間不安定就労の状況にあり、すぐに常用雇用に就くことが困難な者が多く、技能講習受講修了後には本人と接触することが困難な場合もある。

このことから、受講申込時や受講に当たっての留意事項説明時等に、安定所の所在地や主なサービス内容について周知すること。周知に当たっては安定所から必要な情報や利用案内等の提供を受けること。

##### (2) ナビゲーターの巡回による職業相談等への協力について

ナビゲーターが職業相談、面接会、セミナー、安定所の利用勧奨等のフォローアップを実施するにあたり、技能講習修了後には本人と接触することが困難な場合もあることを踏まえ、技能講習受講中から職業相談を開始することにより、安定所の継続的な利用や早期再就職に結びつけていく必要があるため、受託者は、講習に係るスケジュール、実施会場、受講人数等、必要な情報を提供するとともに、講習実施会場における相談スペースの確保等、講習実施機関との調整、事前に受講者のニーズを把握する等必要な措置を講ずるとともに、こうした取組がより効果的なものとなるよう適宜ケース会議を開催するなど安定所との連携を図ること。

##### (3) 受講後のナビゲーターによるフォローアップへの協力について

受講後のナビゲーターによるフォローアップについては、原則的に未就職者全員に行うこととしているため、受講修了者が受託者の窓口において各種手続きを行う際等を捉えて、職業相談、求人情報の提供、安定所の利用勧奨、セミナーや就職面接会への誘導等の就労支援を行うことができるよう、安定所と連携を図ること。

なお、事前に受講希望者がフォローアップを希望しないことを確認した場合には、講習の受講によって就職又は就労の安定の実現を図ろうとする意欲に欠ける場合もあり得ることから、受講対象者としての適格性を確認すること。

## 16 就職率・就業率の把握

### (1) ホームレス・住居喪失不安定就労者の就職率について

#### ① 受講修了者の就職率について

技能講習事業受講修了者のうち当該年度中に 1 カ月以上の期間を定めて雇用された者の割合（以下「就職率」という。）とする。

#### ② 就職率の把握について

就職率の把握の方法及びその報告については以下のとおりとする。

(a) 受託者は、毎月、様式第 11 号に当該月までに技能講習を修了した者（以下「修了者」という。）の名簿（以下「修了者名簿」という。）を作成し、修了者名簿を公共職業安定所に提出する。

修了者名簿は、毎月、前月までの修了者名簿に当該月の修了者を追加して作成する。

(b) 修了者名簿の提出を受けた安定所は、修了者名簿を基に、受託者やホームレス自立支援センター等の協力を得て、各修了者の就職状況を把握し、修了者名簿の就職状況記載欄に就職状況を記載の上、修了者名簿を受託者に返送する。

(c) 安定所から修了者名簿の返送を受けた受託者は、返送された修了者名簿の就職状況記載欄を基に、当該月の就職者数を把握すること。

(d) 修了者名簿の安定所への提出期限及び提出方法等については、受託者と安定所又は都府県労働局間で連絡調整の上決定すること。

(e) 修了者名簿の様式及び各項目については、各地域の実情に応じて、変更して差し支えない。

(f) 当該報告は、平成 27 年 4 月以降に実施した技能講習の修了者を対象とすることから、前年度に他の科目を受講修了したものについても、平成 27 年度において 1 回目の受講修了者については、集計対象とする。

### (2) 日雇労働者の就業率について

#### ① 受講修了者の就業率について

技能講習事業受講修了者のうち、修了した日が属する月の翌月から 3 ヶ月間に月 1 3 日以上就業した日が 2 月以上ある日雇労働者の割合（以下「就業率」という。）とする。

#### ② 就業率の把握について

受託者は、当該年度の技能講習を修了した者（以下「修了者」という）に対し、講習修了時に、様式第 12 号を配布し、講習修了日以降 3 ヶ月間に就業した日数を封書等により返信させ、その就業の状況を確認する。

修了者に返信を依頼するに当たっては、講習修了者の就業率の把握は本事業の円

滑な運営に非常に重要であることについて十分に理解を求めることにより返信を促すとともに、以下の方法も併用しながらより一層の就業率把握に努めること。

なお、郵便物の送付や電話を行うことについて修了者本人に説明しておくこと。

- ・ 携帯電話等を所持する修了者については、電話により返信期日が近づいたことを知らせる（リマインドする）とともに、様式第 12 号の返信が無い場合は、電話による就業状況の確認を行うこと。
- ・ 同じ簡易宿所（ドヤ）に継続して宿泊する等、定まった所在地がある修了者については、ハガキを送付することによりリマインドするとともに、様式第 12 号の返信が無い場合は、返信ハガキ等による就業状況の確認を行うこと。
- ・ 受託者が運営する就業支援窓口等で直接接可能な場合は、聞き取りによる確認を行うこと。

### ③ 代替措置

日雇労働者の所在を把握しており、電話等により調査が実施可能な場合及び既存の調査様式の変更により調査の実施が可能な場合等、より適確に就業状況を把握する方法がある場合には様式第 12 号の代替として差し支えない。

## (3) 厚生労働省への報告について

- ① (1)(2)により把握した就職者数、就業者数を講習科目ごとに整理し、様式第 13 号に記載すること。
- ② 報告は四半期ごととし、各四半期終了後 20 日以内にメールで就労支援室あてに報告すること。
- ③ 募集人数に対する充足率が 50%を下回っている講習、就職・就業率が 20%を下回っている講習については、半期ごとにその要因分析を行うこと。分析結果は様式第 14 号にとりまとめ、上半期分は平成 28 年 1 月 20 日まで、年度合計分は平成 27 年 7 月 20 日までに就労支援室あてにメールで提出すること。

## 17 事業主等のニーズの把握

翌年度以降の事業の実施に当たっての参考とするため、事業主の人材ニーズ、労働者のニーズを調査し、様式第 15 号、様式第 16 号にとりまとめること。

実施方法は定めないのでアンケート、聞き取り調査など適宜の方法で実施すること。

事業所調査は最低 50 事業所、労働者調査は最低 100 人を目処に実施すること。

上半期中に実施し、平成 27 年 10 月 20 日までに就労支援室あてにメールで提出すること。

## 18 その他

### (1) 事業実施に当たっての注意事項

- ① 国の委託を受けて実施する事業であることをふまえ、公益性を担保するとともに、別紙6の関係行政庁等(ホームレス自立支援センター、安定所、ホームレス等就業支援事業協議会等)との間で、必要な連携をはかること。なお、別紙6に記載された関係行政庁等の他にも必要に応じて関係機関と連携をはかること。
- ② 本事業の実施に当たっては、本人との面談を行った上で、技能講習の実施がその者の就業機会の増大、常用雇用等の安定した雇用への移行の促進等につながるかどうかを、その者の年齢、就労経験、労働能力、周辺の労働市場等を勘案して判断した上で受講させるものとし、徒に講習の受講が目的となってしまうことのないように配慮すること。

日雇労働者等技能講習受講申込書

平成 年 月 日

殿

住所又は居所

電話番号

記名押印又は自筆による署名

(ふりがな)

氏名

印

生年月日 大 昭 年 月 日 才 男・女  
平

① 受講希望科目	
② 受講希望時期	
③ その他 (緊急の連絡先、身体 の状況等、受講に際 して特に留意して欲 しいことなど)	

(安定所等記入欄)
-----------

日雇労働者等技能講習事業講習契約書

日雇労働者等技能講習事業の実施については、〇〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間で次のとおり契約する。

(契約の目的)

第1条 甲は、日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者に知識や技能を習得若しくは向上させるための技能講習(以下「技能講習」という。)を乙に委託するものとする。

(講習科目)

第2条 講習科目は、別紙のとおりとする。

(講習費用)

第3条 甲は、講習の実施に係る費用(以下「講習費用」という。)を乙に対し支払うものとし、その単価(以下「講習単価」という。)は、別紙のとおりとする。

(契約の期間)

第4条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(講習実施期間)

第5条 技能講習の実施期間については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(受講生の通知)

第7条 甲は、第5条の期間が決定した後、講習開始日の前日までに乙に対し、技能講習の受講予定者(以下「受講予定者」という。)の氏名等を通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により通知した受講予定者について変更する必要があるときは、書面をもって協議するものとする。

(受講状況の報告)

第8条 乙は各実施期間ごとに技能講習完了後、甲に対し書面をもって受講実施状況について報告するものとする。

(受講の確認)

第9条 甲は、前条の受講実施状況報告を受理したときは、その報告の内容について確認を行うものとする。

2 甲は、前項の確認を行い適正と認めたときは、その旨乙に通知するものとする。

(講習費用の支払)

第10条 乙は甲から前条第2項に定める通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して10日以内に講習費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に講習費用を乙に支払うものとする。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、技能講習の実施について他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(講習業務の調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し当該業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(契約の変更等)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、書面をもって乙に通知することにより、この契約の変更又は解除を行うことができる。

- 一 乙が契約の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- 二 乙が正当な理由なくして履行しないとき
- 三 契約締結後、事情等の変更により現状では技能講習の実施が困難となったとき

2 乙は、特別の事情等により契約を変更又は解除しようとするときは、甲に対して書面をもって協議するものとする。

(変更契約の締結)

第14条 前条の規定により、この契約を変更する必要があるときは、変更契約を締結するものとする。

(講習費用の返還)

第15条 甲は、第13条に定める内容に該当し、第3条に定める講習費用を既に交付している場合は、費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

(損害のために必要とする経費の負担)

第16条 乙の責めに帰すべき事由により、受講者に与えた損害のために必要となった経費は乙が負担するものとする。ただし受講者が乙に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第17条 乙は、本事業に関して知り得た秘密を甲の承諾なしに他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

上記契約の証として、この契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各々1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 所在地  
名称  
代表者氏名 印

乙 所在地  
名称  
代表者氏名 印

別紙

講習科目	講習単価	内訳			
		入学金	受講料	教材費	その他

註 講習科目〇〇〇〇を当該受講者が講習を修了するに至らなかったときの講習単価は、甲⇔乙協議のうえ、これを定めるものとする。

日雇労働者等技能講習事業講習契約変更・解除通知書

平成 年 月 日

殿

日雇労働者等技能講習事業の講習契約内容を下記により（変更・解除）の必要が生じたので通知します。

記

1 （変更・解除）理由

2 （変更・解除）年月日 平成 年 月 日

3 （変更・解除）事項

日雇労働者等技能講習費用請求書

殿

① 請求額	円
② 人員	名
③ 内訳書枚数	枚

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印

日雇労働者等技能講習決定通知書

平成 年 月 日付けをもって申込がありました日雇労働者等技能講習は、下記のとおり決定いたしましたので、通知します。

平成 年 月 日

殿

( 受 託 者 名 ) 印

記

- 今回、受講できることとなりました。詳細については、次の①～⑥のとおりです。
- 残念ながら、御遠慮いただくこととなりました。

① 講習施設等の名称	
② 所在地	
③ 受講科目	
④ 講習実施場所	
⑤ 受講期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
⑥ 注意事項	

日雇労働者等技能講習受講生通知書

殿

( 受 託 者 名 )

平成 年 月 日付けをもって締結した、日雇労働者技能講習事業講習契約書第7条に従い下記のとおり通知します。

記

講習科目 受講人員 名

講習期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

No.	受講生氏名	年 齢	性別	備 考

## 技能講習修了者アンケート

このアンケートは、今後の技能講習に役立てるため、今回受講された講習について、お聞きするものです。ご協力をお願いいたします。

○ 氏名

○ 今回の受講科目名 ( 年 月受講)

問1 今回受講した講習は、今後、日々の仕事に就く場合や就職活動を行う上で必要となる能力（技能）の向上に役立ちましたか。

- ア 役に立った。
- イ 役に立たなかった。
- ウ 分からない。

問2 問1で「役に立たなかった」と回答された方にお聞きします。

技能講習が役に立たなかったと思う理由は何ですか。

○ 理由をご記入ください。

[ ]

問3 その他、技能講習への要望などありましたら自由にご記入ください。

[ ]

ご協力ありがとうございました。

## 技能講習受講修了者(日雇労働者)に対するアンケート(受講終了時)

平成 年 月実施分

(受託団体名)

## 1 回答別

		人数(人)	割合(%)
受講修了者数			100.0%
問1の回答	ア 役に立った。		
	イ 役に立たなかった。		
	ウ 分からない。		
	エ 無回答		

## 2 講習科目別(日雇労働者)

(単位:人)

科目名	受講修了者数	問1の回答			
		ア 役に立った。	イ 役に立たなかった。	ウ 分からない。	エ 無回答
合計	0	0	0	0	0

## 3 問2 イ. 役に立たなかった理由

科目名	役に立たなかった理由(主なものを記載すること、複数の記載も可)

※ 理由欄については、すべての回答を記載する必要はありません。

## 技能講習受講修了者(ホームレス)に対するアンケート(受講終了時)

平成 年 月実施分

(受託団体名)

## 1 回答別

		人数(人)	割合(%)
受講修了者数			100.0%
問1の回答	ア 役に立った。		
	イ 役に立たなかった。		
	ウ 分からない。		
	エ 無回答		

## 2 講習科目別(ホームレス)

(単位:人)

科目名	受講修了者数	問1の回答			
		ア 役に立った。	イ 役に立たなかった。	ウ 分からない。	エ 無回答
合計	0	0	0	0	0

## 3 問2 イ. 役に立たなかった理由

科目名	役に立たなかった理由(主なものを記載すること、複数の記載も可)

※ 理由欄については、すべての回答を記載する必要はありません。

## 技能講習受講修了者(住居喪失不安定就労者)に対するアンケート(受講終了時)

平成 年 月実施分

(受託団体名)

## 1 回答別

		人数(人)	割合(%)
受講修了者数			100.0%
問1の回答	ア 役に立った。		
	イ 役に立たなかった。		
	ウ 分からない。		
	エ 無回答		

## 2 講習科目別(住居喪失不安定就労者)

(単位:人)

科目名	受講修了者数	問1の回答			
		ア 役に立った。	イ 役に立たなかった。	ウ 分からない。	エ 無回答
合計	0	0	0	0	0

## 3 問2 イ. 役に立たなかった理由

科目名	役に立たなかった理由(主なものを記載すること、複数の記載も可)

※ 理由欄については、すべての回答を記載する必要はありません。



日雇労働者等技能講習修了者の  
就職状況に関する調査票

この度は日雇技能講習を受講いただきありがとうございました。今後の事業運営の参考とするため、以下の内容についてご回答いただき、月 日 までにご返送をお願いします。

氏 名	
-----	--

今回の 受講科目	
-------------	--

- 受講修了後、月～月末までに働いた日数を下記の各欄に記入してください。

月	月	月
日	日	日

ご協力ありがとうございました。







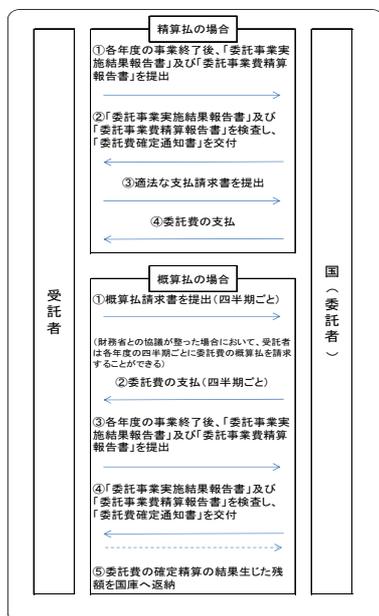


## 危険負担表

種類	内容	負担者	
		厚生労働省	受託者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
税制度の変更	業務遂行を妨げる税制度の大幅な変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治的理由による事業の変更	政治、行政的理由から、業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の大幅な変更を余儀なくされた場合の経費	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他国の責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業の履行不能	○	○
書類の誤り	仕様書等国が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	受託者が提出した書類の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払遅延（国→受託者）によって生じたもの	○	
	経費の支払遅延（受託者→第三者）によって生じたもの		○
第三者への賠償	受託者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
情報漏洩等	受託者として注意義務を怠ったことによる情報漏洩及び犯罪発生		○
事業終了時の費用	業務委託期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の徴収費用（厚生労働省の都合によるものは除く。）		○
上記以外のもの		事案による	

## 委託費の支払について

### ○委託費支払までの流れ



### ○委託費の確定額の考え方

【例】

経費区分	契約額	事例①		事例②	
		実支出額 (=確定額)	実支出額	実支出額	確定額
人件費	1,000	900	1,100	1,000	
管理費(人件費を除く)	1,000	900	900	900	
事業費	2,000	1,900	2,200	2,100	※管理費の残額100を流用
消費税	320	296	336	320	
合計	4,320	3,996	4,536	4,320	

- ・ 経費区分ごとに、契約額>実支出額の場合は契約額、契約額<実支出額の場合は実支出額を確定額とする。
- ・ 人件費及び消費税を除く経費区分ごとにいずれか少ない額の20%を超えない範囲で流用を認める。
- ・ 契約額を超えた実支出額は受託者の持ち出しとなる。

### ○実施要項で使用している用語の定義

用語	説明
委託費の確定額	当該年度の委託事業に要した金額として国が確定した額(委託費確定通知書の額)をいう。基本的には委託事業に要した経費の実支出額が確定額になり、契約額を超えた場合は契約額が確定額となる。
委託事業に要した経費の実支出額	<p>委託事業に要した経費として国が適正であると認めた額をいう。例えば、委託事業に要した経費が100であると受託者から報告があっても、検査の結果、委託事業に必要な経費が「5」含まれている場合、実支出額は「95」となる。(委託事業に必要な経費「5」については受託者の持ち出しとなる。)</p> <p>なお、委託事業に要する経費は以下のとおり。以下に記載する経費のうち、人件費は表2に記載する上限額の範囲内において、その他の経費は検査の結果、国が適正と認めた金額をもって確定額とする。</p> <p><b>①人件費：本委託事業に従事する者に係る給与、手当、社会保険料等</b> 委託事業以外の業務と兼務する場合は、従事する日数・時間、業務量等により適切に按分し、委託事業に従事するのみを委託事業に要した経費として認める。</p> <p><b>②管理費：人件費を除く管理費。具体的には次のとおり。</b> 旅費(関係機関との打ち合わせ等に係る交通費)、事務所借料、光熱水費、通信連絡費(電話、FAX、郵送料)、パソコン・プリンタ等リース料、消耗品費(事務用品、事務所で使用する日用品等)、健康診断費(職員の健康診断に係る経費)、その他の諸経費(振込手数料等) ※同一の事務所内で委託事業以外の業務も行っている場合などの事務所借料、光熱水費等については、従事する職員の数や面積により適切に按分し、委託事業に係るのみを委託事業に要した経費として認める。</p> <p><b>③事業費：講習実施に係る経費。具体的には次のとおり。</b> 講習受講費(受講料、教材費等)、受講補助費(必要に応じた交通費、宿泊費、昼食代、作業服代等)、広報費(案内パンフレット、ポスター)、損害保険料</p>
委託費の支払の限度額	契約書に記載した金額をいう。基本的には入札書の金額と同額である。

## 日雇労働者等技能講習事業に係る評価基準及び採点表

標記については、下記のとおりとする。

評価項目	評価のポイント	必須	委員 1 人の評価点		
			採点等	比重	評価点
1 事業の実施体制					/25
(1)	業務実施の基本方針の適格性	●	合・否	—	/10
(2)	組織としての業務遂行能力	●	合・否	—	/5
(3)	講習の実施体制	●	合・否	—	/5
(4)	講習の設定における必須事項	●	合・否	—	/5
2 事業の計画					/45
(1)	実施予定の講習の内容		0・1・2・3・4・5	4	/25
(2)	講習の実施方法		0・1・2・3・4・5	4	/20
3 その他					/30
(1)	事業者が国又は地方公共団体等から受託した「対		0・1・2・3・4・5	2	/10

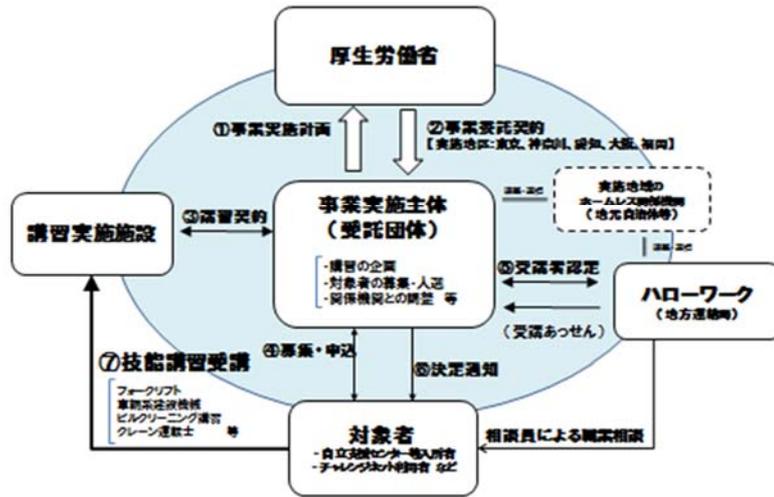
	象者」に係る支援事業の実績	績があるかどうか。				
(2)	事業者が26年度現在実施する、又は過去(22年度～25年度)に実施した「対象者」に係る支援事業の実績(1を除く)	事業を受託する事業者が、本事業を実施しようとする地域における対象者の特性やニーズに対する深い知見・ノウハウを有しているかどうかを、対象者に係る支援事業の実施状況から推定する。		0・1・2・3・4・5	2	/10
(3)	事業者の労働問題への取組状況	事業を受託する事業者自身が、労働問題に対する理解をもって必要な取組を行っているか。		0・1・2・3・4・5	2	/10
合計(100点)						/100

## 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位：円)		
			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
物件費					
	委託費等	委託費定額部分	431,701,797	375,210,850	353,287,851
		成功報酬			
		旅費その他			
計(a)					
参考 値(b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a) + (b)			431,701,797	375,210,850	353,287,851
【注記事項】					
・委託費の内容は7区分の合計である。内訳等は別紙4-1「委託費の内訳」のとおり。					
・委託費の減少理由は、講習実施件数の減、人員の縮小などによるもの。					
2 従来の実施に要した人員			(単位：人)		
			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
東京都内（日雇労働者）					
	常勤		0	0	0
	非常勤		2	2	1
東京都内（ホームレス・住居喪失不安定就労者）					
	常勤		6	6	6
	非常勤		4	4	4
神奈川県内（日雇労働者・ホームレス・住居喪失不安定就労者）					
	常勤		0	0	0
	非常勤		5	4	4
愛知県内（日雇労働者・ホームレス・住居喪失不安定就労者）					
	常勤		4	4	4
	非常勤		0	0	0
大阪府内（日雇労働者）					
	常勤		0	0	0
	非常勤		7	7	6

大阪府内（ホームレス・住居喪失不安定就労者）				
	常勤	5	5	4
	非常勤	1	1	1
福岡県内（日雇労働者・ホームレス・住居喪失不安定就労者）				
	常勤	5	5	5
	非常勤	1	1	1
（業務従事者に求められる知識・経験等） ○特になし				
（業務の繁閑の状況とその対応） ○特になし				
（注記事項） ・上記人数は委託事業における実人員である（年度途中の増減は含まない）。 ・人数の減少については予算の縮小に伴い、実績を踏まえて体制を見直しているもの。				
3 従来の実施における目標の達成程度				
	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	目標	90%	90%	90%
	成果実績	93.8%	94.7%	97.4%
	受講者数	3,561 人	2,813 人	2,705 人
	受講修了者数	3,431 人	2,705 人	2,598 人
・アンケートの実施方法等については実施要項及び仕様書のとおり。 ・受講者数の内訳は別紙 4-2 のとおり。				
4 従来の実施方法等				
（組織図）				
	【監督】	就労支援室長		
		↓		
	【監督】	補佐		
		↓		
	【検査】	係長		

## 日雇労働者等技能講習事業の流れ



## 従来の実施状況に関する情報の開示、委託費の内訳

(単位：円)

## 平成 23 年度

	東京 1	東京 2	神奈川	愛知	大阪 1	大阪 2	福岡	合計
人件費	4,654,850	34,587,423	15,076,027	14,855,147	17,952,520	14,801,764	18,283,316	120,211,047
管理費 (人件費を 除く)	117,790	2,963,243	3,515,790	1,495,532	3,461,383	5,636,040	3,560,413	20,750,191
事業費	3,925,849	124,842,929	28,353,286	5,018,425	45,627,618	39,421,458	23,405,286	270,594,851
消費税	240,500	8,119,679	2,109,585	1,068,455	3,352,076	2,992,963	2,262,450	20,145,708
合計	8,938,989	170,513,274	49,054,688	22,437,559	70,393,597	62,852,225	47,511,465	431,701,797

## 平成 24 年度

	東京 1	東京 2	神奈川	愛知	大阪 1	大阪 2	福岡	合計
人件費	3,012,578	34,709,556	15,205,038	15,159,280	17,666,700	17,403,576	18,283,316	121,440,044
管理費 (人件費を 除く)	263,364	2,972,725	2,377,510	1,633,107	3,343,901	3,985,581	3,106,814	17,682,902
事業費	3,108,847	97,855,762	12,958,775	5,491,157	39,570,639	38,110,037	21,285,024	218,380,241
消費税	154,500	6,776,902	1,524,306	1,114,177	3,029,062	2,974,959	2,133,757	17,707,663
合計	6,539,189	142,314,945	32,065,629	23,397,721	63,610,302	62,474,153	44,808,911	375,210,850

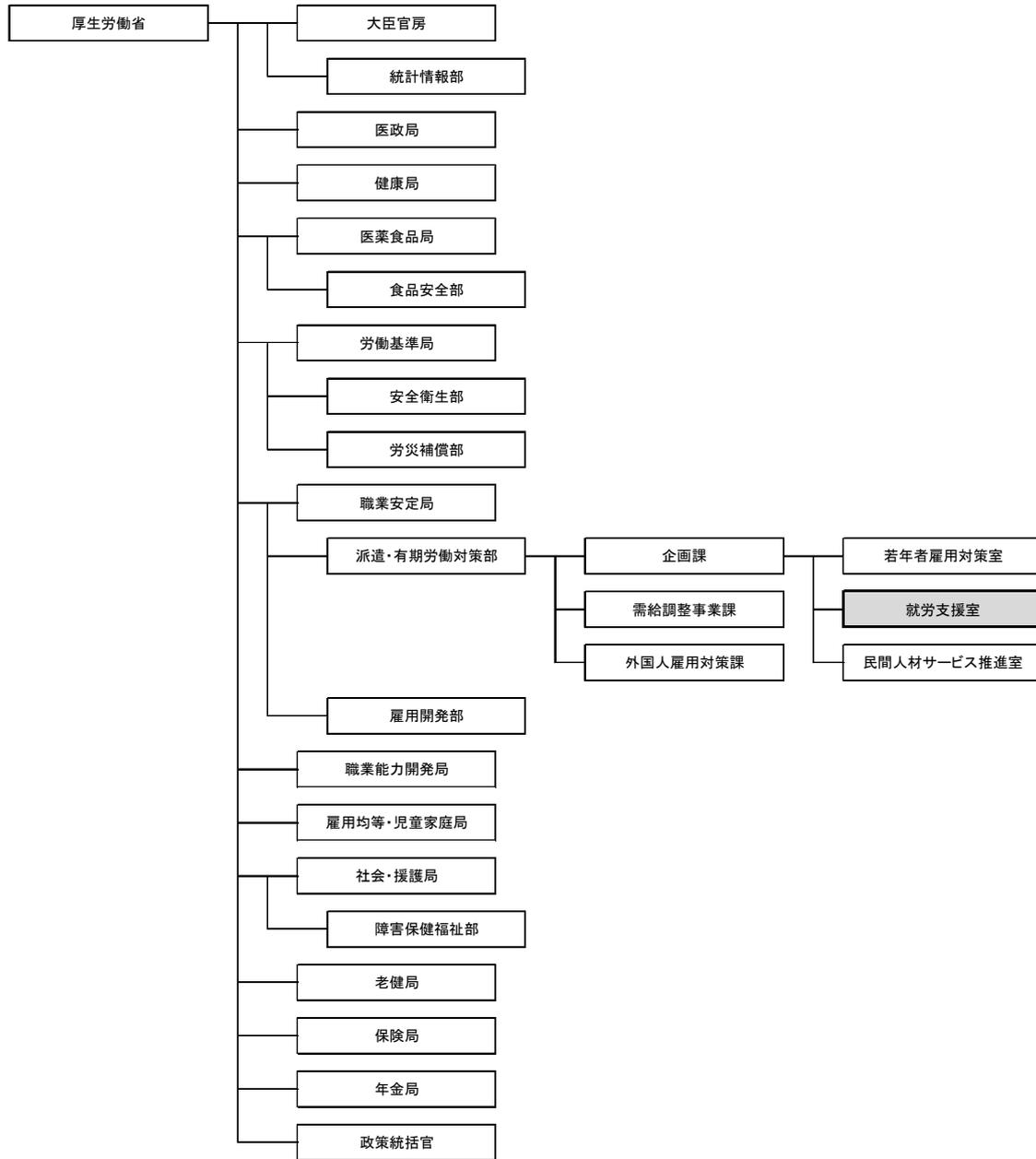
## 平成 25 年度

	東京 1	東京 2	神奈川	愛知	大阪 1	大阪 2	福岡	合計
人件費	2,690,437	32,993,282	11,491,128	12,024,908	17,673,440	15,512,328	18,298,800	110,684,323
管理費 (人件費を 除く)	235,575	2,833,740	1,321,438	1,549,966	3,401,170	3,249,000	2,887,186	15,478,075
事業費	2,443,590	96,287,938	16,768,815	2,891,631	39,886,031	31,003,180	21,148,542	210,429,727
消費税	134,600	6,605,748	1,479,069	823,325	3,048,033	2,488,225	2,116,726	16,695,726
合計	5,504,202	138,720,708	31,060,450	17,289,830	64,008,674	52,252,733	44,451,254	353,287,851

- ・ 東京 1、大阪 1 は日雇労働者対象、東京 2、大阪 2 はホームレス及び住居喪失不安定就労者対象、その他の地域は日雇労働者・ホームレス及び住居喪失不安定就労者対象



厚生労働省組織図



関係機関一覧（平成 26 年 12 月時点）

【公共職業安定所】

東京都

- ・ 上野公共職業安定所玉姫労働出張所（日雇労働者関係）
- ・ 足立公共職業安定所河原町労働出張所（日雇労働者関係）
- ・ 新宿公共職業安定所
- ・ 飯田橋公共職業安定所
- ・ 品川公共職業安定所
- ・ 渋谷公共職業安定所
- ・ 足立公共職業安定所

神奈川県

- ・ 横浜公共職業安定所横浜港労働出張所（日雇労働者関係）
- ・ 横浜公共職業安定所
- ・ 川崎公共職業安定所

愛知県

- ・ 名古屋中公共職業安定所
- ・ 名古屋南公共職業安定所

大阪府

- ・ あいりん労働公共職業安定所（日雇労働者関係）
- ・ 大阪港労働公共職業安定所

福岡県

- ・ 福岡中央公共職業安定所
- ・ 小倉公共職業安定所

【自立支援センター】

東京都

- ・ 自立支援センター目黒寮
- ・ 自立支援センター港寮
- ・ 自立支援センター文京寮
- ・ 自立支援センター足立寮
- ・ 自立支援センター中野寮

神奈川県

- ・ 横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ

- ・自立支援センター日進町、南幸町（サテライト）
- ・自立支援センター渡田
- ・富士見生活づくり支援ホーム

愛知県

- ・自立支援事業あつた
- ・自立支援事業なかむら

大阪府

- ・自立支援センター大淀
- ・自立支援センター淀川
- ・自立支援センター西成
- ・自立支援センター舞洲

福岡県

- ・ホームレス自立支援センター北九州
- ・福岡市就労自立支援センター
- ・アセスメントセンター
- ・福祉センター

【ホームレス等就業支援事業協議会】

東京都

- ・東京ホームレス就業支援事業推進協議会

神奈川県

- ・神奈川県ホームレス就業支援協議会

愛知県

- ・愛知ホームレス就業支援事業推進協議会

大阪府

- ・大阪ホームレス就業支援センター運営協議会